

岡山県立森林公園

参考資料

令和8年8月

岡山県農林水産部林政課

岡山県立森林公園の概要

1 設置目的

優れた自然環境にある森林を保護するとともに、自然とのふれあいを通じて自然への理解を深めてもらうなど、県民の福祉の増進に資する。

2 所在地 苫田郡鏡野町羽出及び上齋原地内(標高：840～1,108m)

3 区域面積 334ha(明治百年記念行事の一環として購入した県有林の一部)

4 整備の経緯

昭和43年 明治100年記念事業として928haを取得(うち、最北端の1団地275haが公園用地となる)
昭和47年 公園入り口のカラマツ林・湿原地34haを取得
309haの公園計画を策定・整備に着手
昭和50年 岡山県立森林公園条例施行
管理センター内に管理事務所開設、森林公園開園式(7月14日)
昭和57年 (社)岡山県林業公社に管理委託
昭和60年 森林公園開園10周年記念式典
昭和61年 緑の文明学会の「森林浴の森100選」に認定される
昭和63年 公園入り口南側付近一帯のブナ林等25haを追加取得
平成元年 森林公園自然観察会を始める
平成7年 林野庁「水源の森100選」に認定される
森林公園開園20周年記念式典
平成18年 指定管理者制度導入

5 施設整備等

- (1) 整備期間：昭和45～57年度
- (2) 事業費：約164,000千円
- (3) 開園：昭和50年7月

6 園内の主な施設

- (1) 管理センター1棟(405m²)
- (2) 休憩所1棟
- (3) 展望台2ヶ所
- (4) 便所2棟
- (5) 駐車場6ヶ所(約130台駐車可)
- (6) 園地5ヶ所
- (7) 園路21.9km

7 開園期間(令和7年度)

4月19日(土)から11月30日(土)まで

※岡山県立森林公園条例施行規則第3条第1項により、開園期間は4月のうち知事が別に定める日から、11月末日までとなっている。

8 来園者数

(単位：人)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計(S50～)	年平均(S50～)
来園者数	32,697	22,468	29,381	18,560	17,671	15,096	1,858,164	36,435

9 管理体制

岡山県立森林公園条例に基づき(一財)上齋原振興公社を指定管理者に指定し、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで施設の管理を行わせている。(単位：千円)

年 度	R4	R5	R6	R7	R8	総額(限度額)
委託料	25,201	25,201	25,201	25,201	25,201	126,005
物価高騰支援	—	—	866	1,144	※未確定	※未確定

岡山県立森林公園来園者数一覧

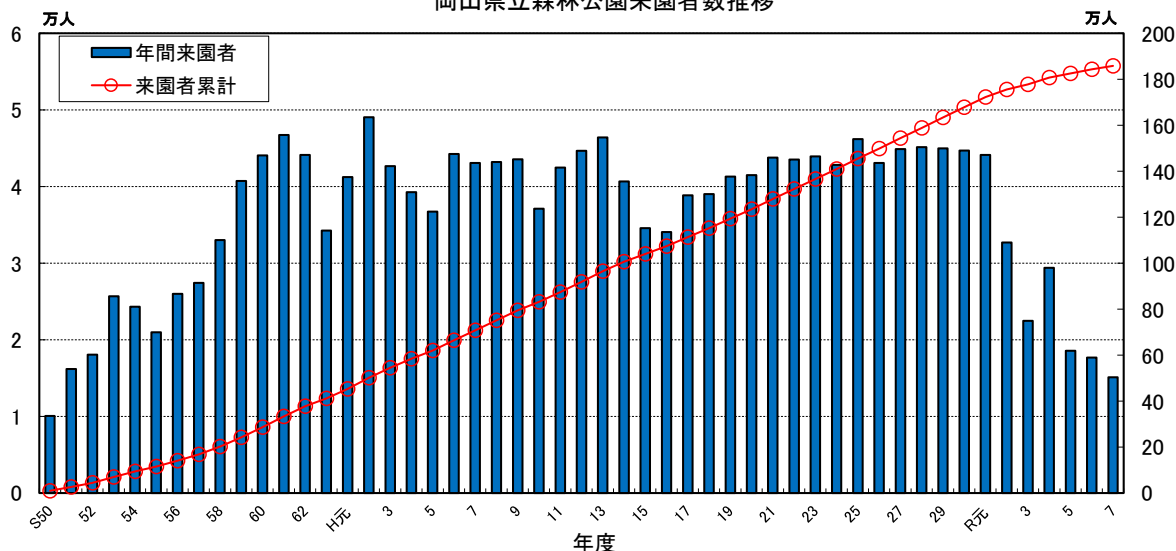
(単位:人)

年度	開園日	閉園日	開園日数	年間来園者	(1日平均)	来園者累計	最大利用日	
							月日	人数
S50	7月14日	11月30日	140	10,050	72	10,050	8月15日	797
51	4月21日	11月30日	214	16,188	76	26,238	8月15日	733
52	4月21日	11月30日	224	18,057	81	44,295	8月14日	702
53	4月26日	11月30日	219	25,671	117	69,966	7月25日	925
54	4月20日	11月30日	225	24,313	108	94,279	5月5日	1,122
55	4月23日	11月30日	222	20,979	95	115,258	5月4日	1,198
56	4月19日	11月30日	226	25,994	115	141,252	5月4日	1,803
57	4月20日	11月30日	225	27,415	122	168,667	5月5日	1,014
58	4月18日	11月30日	227	33,008	145	201,675	5月5日	1,785
59	4月27日	11月30日	218	40,735	187	242,410	5月5日	1,841
60	4月20日	11月30日	225	44,048	196	286,458	11月3日	2,608
61	4月20日	11月30日	225	46,730	208	333,188	5月4日	2,360
62	4月18日	11月30日	227	44,132	194	377,320	5月4日	3,705
63	4月18日	11月30日	227	34,258	151	411,578	5月5日	1,773
H元	4月20日	11月30日	225	41,228	183	452,806	5月4日	3,048
2	4月19日	11月30日	226	49,045	217	501,851	4月30日	2,233
3	4月20日	11月30日	225	42,650	190	544,501	5月4日	2,608
4	4月23日	11月30日	222	39,269	177	583,770	5月4日	3,255
5	4月24日	11月30日	221	36,724	166	620,494	5月4日	3,540
6	4月28日	11月30日	217	44,238	204	664,732	5月3日	2,603
7	4月26日	11月30日	219	43,088	197	707,820	5月4日	2,285
8	4月26日	11月30日	219	43,194	197	751,014	5月3日	2,036
9	4月21日	11月30日	224	43,538	194	794,552	5月4日	3,882
10	4月17日	11月30日	228	37,123	163	831,675	5月4日	2,667
11	4月18日	11月30日	227	42,477	187	874,152	5月2日	2,263
12	4月21日	11月30日	224	44,678	199	918,830	5月4日	3,358
13	4月20日	11月30日	225	46,402	206	965,232	5月4日	2,596
14	4月13日	11月30日	232	40,652	175	1,005,884	5月5日	2,174
15	4月22日	11月30日	223	34,584	155	1,040,468	5月4日	1,532
16	4月17日	11月30日	228	34,055	149	1,074,523	5月2日	1,442
17	4月23日	11月30日	222	38,845	175	1,113,368	5月4日	2,016
18	4月25日	11月30日	220	39,029	177	1,152,397	5月4日	2,008
19	4月6日	11月30日	239	41,294	173	1,193,691	11月3日	2,214
20	4月24日	11月30日	221	41,492	188	1,235,183	5月4日	1,961
21	4月17日	11月30日	228	43,774	192	1,278,957	10月31日	1,870
22	4月16日	11月30日	229	43,505	190	1,322,462	11月8日	1,580
23	4月22日	11月30日	223	43,921	197	1,366,383	5月5日	2,291
24	4月27日	11月30日	218	42,814	196	1,409,197	4月29日	1,725
25	4月18日	11月30日	227	46,188	203	1,455,385	4月28日	2,420
26	4月24日	11月30日	221	43,085	195	1,498,470	10月25日	1,724
27	4月16日	11月30日	229	44,898	196	1,543,368	5月5日	1,554
28	4月11日	11月30日	234	45,129	193	1,588,497	10月30日	1,587
29	4月25日	11月30日	220	44,988	204	1,633,485	5月4日	1,875
30	4月13日	11月30日	232	44,688	193	1,678,173	10月28日	1,651
R元	4月19日	11月30日	226	44,118	195	1,722,291	10月27日	1,389
2	4月13日	11月30日	205	32,697	159	1,754,988	10月31日	1,394
3	4月12日	11月30日	152	22,468	148	1,777,456	5月3日	1,023
4	4月19日	11月30日	226	29,381	130	1,806,837	10月30日	1,121
5	4月15日	11月30日	230	18,560	81	1,825,397	11月3日	708
6	4月20日	11月30日	223	17,671	79	1,843,068	4月28日	480
7	4月19日	11月30日	226	15,096	67	1,858,164	5月5日	411
平均/年	4月21日		221	36,435	165			

年間来園者数

岡山県立森林公園来園者数推移

累計来園者数



岡山県立森林公園条例

昭和50年3月24日
岡山県条例第14号

(目的及び設置)

第1条 すぐれた自然環境にある森林を保護するとともに、自然の観察及び探究を通じて県民の自然への理解及び自然とのふれあいを深め、もって県民の福祉の増進に資するため、岡山県立森林公園(以下「森林公園」という。)を設置する。

2 森林公園の位置は、苫田郡鏡野町とし、その区域は、知事が別に定める。

(開園時間及び開園期間)

第2条 森林公園の開園時間及び開園期間は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第3条 森林公園の管理は、第11条第1項の規定により知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 森林公園の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、森林公園の運営に関すること。

(行為の制限)

第5条 森林公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 物品の販売及びこれに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 森林公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為

2 知事は、前項に規定する行為が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- (1) 公衆の森林公園の利用に支障を及ぼすと認められるとき。
- (2) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。

3 知事は、第1項の許可に森林公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第6条 森林公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が学術研究その他特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) 木竹を伐採すること。

- (2) 植物を採取すること。
 - (3) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。
 - (4) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
 - (5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (6) たき火又はキャンプをすること。
 - (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (8) 指定された場所以外の場所に車を乗り入れ、又は駐車すること。
 - (9) 施設等をき損し、又は汚損すること。
 - (10) 指定された場所以外の場所にごみその他の廃物又は汚物を捨てること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、風致を害し、又は公共の保安、衛生、風紀上障害となる行為をすること。
- 2 知事は、前項ただし書の許可に森林公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の禁止又は制限)

第7条 知事は、善良の風俗を害し、若しくは公共の秩序を乱し、又はそのおそれのある者に対して森林公園の利用を拒むことができる。

- 2 知事は、森林公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は森林公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、森林公園を整備し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、森林公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督処分)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは森林公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 森林公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 森林公園の保全又は公衆の森林公園の利用に著しい支障が生じたとき。
 - (3) 前二号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(指定管理者の公募)

第9条 知事は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、森林公園の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第11条 知事は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が森林公園の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他森林公園の管理を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(事業報告書の提出)

第12条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告等)

第13条 知事は、森林公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第14条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項の規定に違反した者
- (2) 第6条第1項の規定に違反した者
- (3) 第8条第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者

(その他)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。